

【論文】

日本における産休代替教員制度化過程の考察

——1950年代の日教組婦人部運動を焦点化して

跡 部 千 慧

1. 問題関心

本稿は、女性教員の妊娠・出産後の継続就労が可能になった過程を、1950年代の産休代替教員制度要求運動と、母と女教師の会（現・母と女性教職員会の会）の開催に受けた運動に着目して考察する。

日本では1990年の「1.57ショック」以降、女性の労働力化や就労継続が論議的となってきた。出産・育児期の中でも退職する女性が特に多いのが第1子の妊娠・出産期である（JILPT 2012）。本稿で着目する教員職は、産休を取得する女性に対して、別の職員を代替する制度を、1960年代に実現してきた。これが産休代替教員¹⁾制度であり、日教組婦人部（現・女性部）の制度要求運動が結実し、産休代替法²⁾によって、1961年に産休代替教員の配置が義務化されている。産休代替制度は、先行研究において、他の職業が突破できなかった産休取得保障を実現し、高学歴女性が「主婦化」の担い手となった時代（宮下・木本 2010: 237; 268）の渦中において、女性教員の就労継続に貢献したと捉えられてきた（室 1974: 146）。産休代替教員制度は、日教組婦人部が結成時から、女性教員の妊娠・主産後の就労継続を目指して要求してきたものであるが、日教組婦人部の運動過程は管見の限り明らかにされていない。

そのため本稿は、『日教組婦人部30年史』や日教組教育図書館に所蔵されている『日教組運動資料（婦人）』『婦人部総会・委員会議案報告資料集』『専門部 婦人部報』等の資料を用いて、教員

職において女性が妊娠・出産後も就労継続できる環境が整備された過程を解き明かしていく。この過程を解明するために、戦後、日教組婦人部が取り組んできた産休代替法制定運動を分析対象とする。日教組婦人部は、1947（昭和22）年の結成時から「実質的な男女平等の獲得」（木村 2009: 12）を基本方針に掲げていた。この男女平等の達成のための運動の成果の一部が、産休代替教員制度の制定である。

2. 先行研究の到達点と課題

2000年代以降、女性労働研究の中に、ジェンダー視点から、日本の戦後史を再構成する研究潮流が出てきている。これらの研究の根底には、それ以前の女性労働研究が、女性の家事・育児役割を前提とし、その延長線上で雇用労働を捉える傾向が強かったことに対する批判意識がある。これをのりこえるために、労働領域と家族領域を行き来せざるを得なかった女性の経験を重視し、実態調査を通じて双方の領域の関連性を浮かび上げるという方法論をとる（木本 2016: 259）。これに基づいて、製造職の既婚女性の雇用慣行のあり方と関わる労働の実相を掘り起こした（木本 2012; 木本 2016 ほか）。これらの研究においては、「主婦化」を担った民間企業のホワイトカラーと、結婚・出産後も就労継続した中高卒の現業労働者が対局的な層として位置づけられる（宮下・木本 2010）。本稿が着目する女性教員職は、「主婦化」の担い手となった民間企業のホワイトカラーと類

似する階層性を有すると思われるが、「主婦化」とは異なる就労継続の道をたどった（一番ヶ瀬ほか編 1974）。

女性教員が出産後の継続就労を達成した理由は、1970年代の女性教員研究によって明らかになってきた。中内敏夫・川合章（1974）は、教育史の中に女性教員を位置づけることによって、教育の実態を立体的、構造的に捉えるという問題意識のもとに、明治時代から1972（昭和47）年までの女性教員の歴史を明らかにした（中内・河合1974: 12）。この中で戦後の動向を論じた室俊司は、産休代替教員制度を女性教員の就労継続のメルクマールとした（室1974: 147）。室は教員職がもっとも女性の就労継続の上での「身分が安定している」と述べ、その理由に、男女同一賃金と「産休休暇の保障」をあげていた（室1974: 146）。とりわけ出産は、就労継続したい女性にとっての第一の関門であり、多くの女性労働者が出産への職場の対応がないために退職していくという現状認識に立てば、産休代替教員制度の意味は大きいと室はこの制度を大いに評価している。

深谷昌志・深谷和子（1971）や一番ヶ瀬康子ら（1974）は、産休代替教員制度制定後、高学歴女性労働者の大半が結婚・出産を機に退職し、専業主婦になることを想定される時代の渦中であって、結婚・出産後も就労継続し、職業生活と家族生活を両立する女性教員の実態を捉え出してきた（深谷昌・深谷和1971; 一番ヶ瀬ほか編1974）。

一方、駒野陽子（1974）は、産休代替教員制度がもたらした矛盾についても触れ、「現在、産休補助教員の身分の不利について（中略）議論が盛んになっており、本務教員の権利確保のために、新しい身分不安定なパートタイマー的な立場の人たちが増えていくことは、問題視されている」（駒野1974: 97）と指摘した。だが、資史的制約も手伝ってか、長年にわたって産休代替教員の実態が焦点化されることはなかった。2000年代に入って、井上いずみ・村松泰子（2007）が、産休代替教員等の臨時的任用教員（以下 臨任教員）

の実態解明を試みた（井上・村松2007）。

こうした先行研究に学びながら、産休代替教員制度成立の経緯を解明したのが、跡部千慧（2018）である。跡部（2018）は、第1に日教組婦人部は、産休代替教員を、正規雇用でかつ各郡市で常置する産休代替制度を構想し、法案構想の段階から代替教員の処遇を議論してきたが、この構想は、全国的な代替教員と予算確保の困難という制度運用上の課題の前に実現を見ることはなかった点、第2に、日教組婦人部が、法案構想時点から代替教員の処遇に着目してきたのは、代替教員の処遇を、女性組合員と密接な関わりをもつ問題として捉える包摂的な視点があったからだったことを明らかにした（跡部2018）。

産休代替法の制定においては、日教組婦人部と母親との連帯を見過ごすわけにはいかない。産休代替制度が学校事務職員まで適用される歴史過程を解明した小沢幸一・遠藤忠志（1976）は、1955年に産休代替法が成立した理由を、当時の与党・自由党が産休代替法案を提出した背景には、日教組婦人部と「母と女性教師の会」や日本母親大会とも連携し、その法制定に対する保護者の支持を取りつけた運動があったからであると指摘する（小沢・遠藤1976）。日教組婦人部は結成時の女性解放の思想を背景とした運動方針を基軸に1950年代以降、母親との連帯関係を模索してきており（木村2009）、その実践のなかでは、母性保護や女性教員の産休の問題も取り上げていた。

母性保護運動史を研究した桜井絹江（1987）も、小沢・遠藤（1976）と同様に、「母と女性教師の会」の重要性を述べる。桜井は、1985（昭和60）年に雇用機会均等法の制定と同時に、「男女平等」の実現を理由に労働基準法の母性保護規定が縮小されたことを受けて、真の男女平等とはなにかを問うために、母性保護の権利が保障されてきた過程を、運動史を紐解くことによって明らかにした。その中で産休代替教員法制化に触れ、「母と女教師の会で（中略）の取り組みが、母親を動かし、（中略）この運動の広範なひろがり世論をつく

りだし、法律を成立させる要因となった」（桜井 1987: 132）という。

一方、河上婦志子（2014）は、性役割の一部である「母性」の思想が日本の女性教師を周辺化したとする事例に「母と女教師の会」を挙げている。河上はこの会を「それなりの意義をもち女性教師と母親を連帯させることに力を発揮した」（河上 2014: 369）と評価しつつも、「女性教師と母親を同列視する戦略は、学校組織内で女性教師を周辺化させる機能も同時に果たしていた」（河上 2014: 369）と批判する。

このように、産休代替教員制度は、先行研究において、一方では女性教員の就労継続のメルクマールとなる重要な制度であり、他方では、産休代替教員の不安定雇用を伴う新たな「差別」を生み出す制度であると言及されてきた。本稿は、これらの研究が提示した「産休代替教員制度は、就労継続のメルクマールではありつつも、産休代替教員の低処遇という問題を内包した制度である」という視座を前提とした上で、本稿において産休代替教員の制度化を捉えていくさいには、次の点を課題とする。

「母と女教師の会」の実践も射程としながら、産休代替教員制度の制度化を捉えていく。日教組婦人部は結成時の女性解放の思想を背景とした運動方針を基軸に1950年代以降、母親との連帯関係を模索してきた（木村 2009）。それによって、日教組婦人部は、他の女性労働者からは、労働条件に恵まれた「女性教員の問題」と捉えられ、女性内部で分断されがちな自らの産休問題を、とりわけ低所得の母親との連帯を重視しつつ、すべての女性に共通の問題だと提起し、階層を越えて連帯を築くこととなる。その実践は、当時の母子保健の実態を見据えながら、児童・生徒の母親に母性保護の知識を共有していく過程でもあった。この視点から、産休代替法制化運動を捉えることによって、階層を超えた広範な連帯の実態が明らかになろう。そのさい、河上（2014）が「女性教員はなぜ教員職において周辺化されたのか」という視

点から「母と女教師の会」に向けた批判を忘れてはならない。すなわち河上は、「女性教師と母親を同列視する戦略は、学校組織内で女性教師を周辺化させる機能も同時に果たしていた」（河上 2014: 369）と主張する。この批判的認識を念頭に置きながら、教員職における「男女平等」をめざす運動において、児童・生徒母親との連帯を成し遂げてきた過程を、注意深く把握することは重要な課題のひとつであるといえる。

3. 分析方法と対象

日本では女性の労働運動を、第二波フェミニズムが日本に本格的に広まるきっかけとなった1975年の国際婦人年を境に、「それ以前」と「それ以後」と時代区分することが多い。本稿の対象である「それ以前」の労働組合婦人部の貢献と歴史については、「最初から最後まで一貫して追求してきたのは母性保護」（辻岡 1978: 62）という言葉が繰り返され、労働運動史研究だけでなく、フェミニスト史研究からも、周辺化されてきた（萩原 2011: 13）。

本稿は、日教組婦人部の運動過程を検討する際に、「母性保護」と「労働権」という2つのタームの捉え方に留意したい。このタームは、対立的に捉えられることが少なくなく、歴史的にも論争を呼ぶようなイシューであり続けた。日本においては大正時代の母性保護論争（加納 2009: 70; 今井 2005: 57; 竹中 2011: 127）、および女性差別撤廃条約批准時の保護か平等か（鈴木編 1985）、フェミニズムにおいては差異か平等か（加藤 1998: 54）というかたちをとって、論争となってきた。それらは絶えず、「母性保護」と「労働権」を二項対立的に捉え、どちらをとるべきかという議論を重ねてきたものである。けれども、本稿で対象となる運動を捉えていく上では、「母性保護」と「労働権」を二項対立的に捉えて、この運動がどちらだったのかを論じるのは意味があるとは思えない。むしろ、同時代の「母性保護」と「労働

権」に関する議論の到達点を見据えて、この運動を分析していく必要があるだろう。運動体は、運動段階に応じて、理念の実現に向けた自らの構想を彫琢しながら運動を展開していることを視野に収めることが欠かせない。

本稿では、産休代替教員制度制定過程を分析するにあたり、ミリアム・グラックスマンの提起した多様な社会的分離の分析枠組を採用する。グラックスマン (Glucksmann 2000=2014) は、戦間期のイギリスにおける女性労働の分析を通して、複数の社会的分離の関係性と交差性に注目することの重要性を提起した。分離は、個人の特性や性質からではなく、人々の関係から生み出され、横断的に重なり合って交差し、強化されるからである (Glucksmann 2000=2014: 269)。日本の産休代替教員の事例の分析においては、産休代替教員をめぐる運動におけるジェンダーと階層の関係性と交差性に着目する。

具体的には、児童・生徒の母親たちという階層の異なる人々に対して視点が向けられた「母と女教師の会」という運動に着目することによって、広範な諸階層をも巻き込んだ連帯をいかに成し得たのか、さらには、「母性保護」がいかなる目的をもって運動の戦略的なタームに据えられたのかを把握する。

考察対象は、日教組婦人部の産休代替教員法制化運動、産休代替教員の処遇改善運動・本採用化運動および「母と女教師の会」の開催に向けた母親と女性教師が手をむすぶ運動である。ここでは「母性保護」と「女性の労働権確立」の二項対立的な捉え方を避けるために、「男女平等の実現」をめぐる主流な言説との関係に着目しながら、『日教組婦人部30年史』や日教組教育図書館に所蔵されている『日教組運動資料(婦人)』『婦人部総会・委員会議案報告資料集』『専門部婦人部報』等の史資料分析、さらに補足的に日教組婦人部関係者へのインタビュー調査³⁾を用いて、産休代替法の構想から法制化後の過程を歴史的に再構成していく。なお、日教組が用いている文言は、

「母性保護」「女性の労働権確立」と表記し、日教組がこの2つの文言を用いていなくとも、筆者がそれに該当すると解釈した場合は、〈母性保護〉〈女性の労働権確立〉と表記する。

日教組の産休代替教員をめぐる一連の運動は、すべての学校・職種に適用されることを基本理念として追求されたものであるが、本稿では女性教員職を焦点化するため、1945年から1975年を対象とする。さらにこの時期を記述の便宜上、1945年から1954年の〈構想から運動方針化過程〉と1954年から1961年の〈法制化要求過程〉に分ける。

なおこの時代を捉える上で留意したいのは、日教組と文部省および都道府県教育委員会との労使関係である。政府は日教組の活動制限をねらって、1954年に教育の政治的中立確保法と教育公務員特例一部改正法を制定し、教育公務員の政治的意思表明を禁止した。さらに、1956年から1959年まで続く勤評闘争と、それに対する処分を受けた組合員への救援資金の負担、日教組内の共産党支持派と社会党支持派の亀裂などは、日教組がその後弱体化する一因になったとされている(都教組婦人部25年史編集委員会編1972)。このような日教組の労働運動の転換点において、産休代替教員法制化運動や、産休代替教員処遇改善運動が展開されていたことを念頭において分析することとする。

4. 産休代替教員制度の成立過程と母親との連帯

ここでは、跡部(2018)をもとに、産休代替教員制度の構想から産休代替法の制定までの過程を述べる。第1になぜ日教組婦人部は制度を要求したのか、第2にいかなるかたちで産休代替教員制度は法制化されたのかに着目し、構想段階で日教組婦人部が掲げた制度の基本理念が、法制定までにいかに変容したのかを確認する。

4-1. 「命を守る」闘いとしての産休代替教員 要求：構想から運動方針化段階

産休代替教員の議論を捉える上で、念頭に置くべきは、日教組婦人部が産休代替教員制度を要求した理由である。産休代替教員制度の構想や、法制化過程において、議論が対立した場合に、日教組が判断の基準としたのは、産休代替教員制度の早期成立にとって何がよいかであった。

日教組前身の各組合の結成時、すなわち戦後間もない時期から各婦人部は、産休代替教員制度の制定運動に取り組んだ。産休制度は戦前から制定されていたが、休業は昇給やボーナスに影響するため、実際に産休を取得することは困難だった（日教組婦人部編 1977）。1940年代当時は、女性教員が出産によって休んだ場合は、手のあいている教員が授業に入る、学級を合併する等の措置が多くとられていた。当時は、小学校の教頭も学級担任をし、中学校では免許外の教科まで教えなければならなかったため、産休を取得すると、他の教員の負担が増大した（宮崎県教職員組合婦人部ほか編 1985: 81）。さらに、教育環境も悪化すると受け止められ、児童の作文に「4年生の時は沢山の先生に教わりました。その時は組が大変悪くなり、みんなの性質が悪くなりました」（日教組婦人部 1954）と書かれていたとの記録も残っている。

この実態を受けて、1947年頃から日教組婦人部は、定数基準を引き上げる運動を通して、産休代替教員の確保を要求した。だが、1947年に閣議決定された新しい教育体制のなかで、地方自治体は3年以内に新制中学校の校舎を建設せねばならず、深刻な財政難が起きていた（木村 2002: 97）。1948年から1949年頃には、文部省が0.3%の産休代替教員配置を認めたこともあったが、この0.3%の教員配置は、新年度になると、各学校で不足している英語や理科等の教員や組合専従職員にあてられた。このように産休代替教員が配置されがたい状況を受けて日教組婦人部は、「これではいくら基準を引き上げても問題は解決されな

い。どうしても法制化する必要がある」（日教組婦人部編 1977: 159）という判断にたった。

4-2. 産休代替法制定の運動方針化：1950年から1954年

さらに、1951年に日教組の各支部婦人部を通じた全国調査を実施し、翌1952年に第一次集約分を発表した。婦人部はこの調査から、女性教員の流産・早産・死産といった「異常出産」（日教組婦人部編 1977: 159ほか）が34%にも及ぶことを確認し、この「異常出産は34%」という数字をもとに、日教組に対して、産前の休暇取得の重要性と共に、産休代替教員法制化を運動方針に据えるよう訴えた（日教組婦人部編 1977: 159）。

当時の日教組では、賃上げ闘争や日曜振替授業闘争、少年自衛隊問題等が取り組まれており（日教組編 1977: 734）、日教組内でも「『能率のあがらない女教師よりも男教師をふやした方がいいのではないか』といった反対の空気がなくもなかった」（望月 1968: 280）。だが、婦人部は日教組が行なった署名運動のうちで、もっとも多数にのぼる、3ヶ月で120万に達する署名を集め、強力な交渉を重ねていく（都教組婦人部 25年史編集委員会編 1972: 104; 日教組婦人部編 1977: 158）。その結果、1954年の日教組第11回札幌定期大会において、日教組の運動方針に産休代替法制定が据えられた。

4-3. 産休代替法制定運動：1954年から1955年

1955年7月に社会党左派に所属していた初代日教組婦人部長・高田なほ子を含む6名の議員は、日教組案をもとにした産休代替法案を議員立法として参議院文教委員会に提出した。ところが、法案審議中に保守系の自由党から日教組構想とは異なる産休代替法案が提出されたのである。日教組婦人部は「母と女教師の会」や日本母親大会とも連携しており、産休代替法制定に保護者の支持も厚くなっていたことから、自由党はこの法制定を

無視できなくなつたのである（小沢・遠藤 1976: 20）。自由党の法案は両社会党案と比べ日教組の要求が盛り込まれていなかった⁴⁾。

しかしながら、社会党左派は国会内では少数派であり、高田なほ子らの提出した法案の成立は困難であった。日教組は法案成立のためにやむなく、「自由党案に日教組の方針を盛り込む」（小沢・遠藤 1976: 20）という方針に転換し、連日国会に働きかけた。その結果7月21日に両社案および自由党案は撤回されるにいたつた。その後、自由党が日教組要求を部分的に加えた法案を改めて提出した。この法案が産休代替法として成立した。

このように、産休代替教員法制化運動は、女性教員や胎児の生命の保障と、産休中の児童の教育環境改善のために、産休代替教員を適切に配置することを目標に、取り組まれてきた。この運動は、日教組婦人部結成時の基本方針である「実質的な男女平等の獲得」（木村 2009: 12）を具現化するために、女性労働者が出産を経ても働き続けられる〈女性の労働権〉を確立するという母性保護運動の理念に基づいて提起されたものであった。日教組は1950年代から国家との対立姿勢があらわになっていく渦中にあつたが、粘り強い交渉を経て1961年産休代替法第一次改正によって産休代替教員の配置は義務化される。与党・自由党が産休代替法案を提出した背景には、日教組婦人部が「母と女教師の会」や日本母親大会とも連携し、その法制定に対する保護者の支持を取り付けたことがあつた（小沢・遠藤 1976: 29; 桜井 1987: 132）。日教組婦人部は結成時の女性解放の思想を背景とした運動方針を基軸に1950年代以降、児童・生徒の母親との連帯関係を模索してきた。以下では、この広がりある組織化を成し遂げてきた歴史過程を明らかにすることによって、さらに日教組婦人部の運動の特徴を掘り起こしていく。

5. 「母と女性教員の会」

5-1. 母親との連帯に至る過程

日教組婦人部は、1952年から1954年まで開催された婦人教員研究協議会（以下、婦研協）を、母親との連帯運動の先鞭と位置づけている（木村 2009: 12）。1951年から日教組では教育研究大会を開催していたが、女性教員の参加は6.6%と少なかった⁵⁾。女性教員が発言する場が少ないために、婦人部は地域の問題、子どもの問題および女性教員が抱える問題を話し合う婦研協を開催することにした。木村松子（2009）によると、女性教員たちは、婦研協の場で自らの問題としては産休取得困難・若年退職勧告・仕事と家事の二重労働等の問題をあげたが、それらよりも特殊飲食街での娼婦問題・米軍基地問題などについて、多く発言していた（木村 2009: 12）。

そして、2回、3回と開催していくうちに、このような問題は女性教員の問題であると同時に、母親と共に運動すべきではないかという意見が出てきた。婦研協において、講師ら⁶⁾と多くの女性たちはすべての問題を「封建性」に帰着させ、売春婦や女兒の人身売買の問題は「封建性」と「貧困」、「資本主義の問題」によるものだと考えた。そして、解決の筋道は、民主主義の徹底による封建制の残滓の打倒であり、母親と手をつなぐことが女性教員の役割だとした（木村 2009: 13）。日教組婦人部では、婦研協の解散と同時に「母と女教師の会」が始まった理由を上述のように意味づけてきた。

5-2. 「母と女教師の会」の組織構造と母親の動員過程

「母と女教師の会」は当初1954年には、北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州という日教組のブロックごとに開催された。だが次第に、大会にて討議される問題を解決するために、より小さな単位の大会が開催されることとなつていった。すなわち、ブロック「母と女教師

の会」で討議された問題を各都道府県単位で話し合うために、翌 1955 年には各都道府県単位で「母と女教師の会」が始まった。さらに、1956 年には市区町村ごとの「母と女教師の会」を開催した。「母と女教師の会」は、各市区町村大会で出た問題は市区町村に対して、各都道府県大会で出た問題は各都道府県に対して要求をもっていくような運動へ発展していった。このようなかたちで発展していった「母と女教師の会」は 1955 年以降の日本の母親運動の基盤と位置づけられていく(木村 2009: 44)。

各教職員組合は、女性組合員に母親との連帯が自身の問題解決につながると訴えて行った。その中でも「低賃金で、働いても働いてもくらしは楽にならない」(京都府教職員組合婦人部 1960: 26)「農漁村、賃機織で働く婦人たち」(京都府教職員組合婦人部 1960: 26)と「手を結ぼう」(京都府教職員組合婦人部 1960: 26)と呼びかけた。1955 年に、日本母親大会が開催されて以降、地域の「母と女教師の会」は、教育問題の学習にウェイトがかけられたものの、地域の母親連絡会には、教組の他にも炭婦協や全日自労の母親、その他の女性労働者が多く参加し、教育問題外の政治、経済、社会の問題を広くとりあげられるものもあった(田中 1962: 112)。高知県のように地域によっては、「母と女教師の会」と母親大会を分けずに開催しているところもあり(大木 1989: 105)、その実践は多岐にわたる。

宮崎県では、女性教員が一人ずつ母親を連れて来ることを取り決め、地域の「母と女教師の会」を開催していた(宮崎県教職員組合婦人部ほか編 1985)。高知県幡多郡では、中学校教員の山中節を中心とした地域の母親の「母の日の集い」が「母と女教師の会」の基盤となっていった(大木 1989: 106)。大木基子(1989)の中学校教員だった山中節への聞き書きからは、母親が「母と女教師の会」に取り組んでいく様子が鮮明に伝わってくる。

山中は、日教組が「母と女教師の会」の組織化

方針を出す前から、教師としての問題意識から独自に母親たちの勉強の場が必要だと考えていた。1950 年 9 月に山中節が白田川中学校へ転任した頃に、「母の日」が白田川村(現・黒潮町)にも伝わってきた。これまでほとんど家長中心の家族で影の薄かった地域の母親も、この日はマスコミによってクローズアップされるようになっていた(大木 1989: 118)。山中は母親の学習を組織化する第一歩として「母の日の集い」を計画するに至った(大木 1989: 120)。

1951 年頃は、勤評問題が大きな話題となりかけていたため、勤評に反対する教組に対して地域からは厳しい目が注がれていた(大木 1989: 120)。こうした地域の状況から、山中はあえて組合に頼ることなく、一人一人の母親たちに働きかけて 4 年以上かけて「母の日のつどい」を白田川村で組織した(大木 1989: 106)。山中が頼りにしたのは、自宅に荷籠をかついで山菜や魚や海藻・貝などを売りにくる母親たちであった。山中は、こうした自宅に山菜や魚や海藻・貝などを売りにくる母親たちを、当初は地域の様子を探るために、地域の様子がわかってからは地域の母親への「母の日の集い」開催の協力を取り付けるために頼った。山中は、職場の校長や同僚、親しい PTA 役員——主として男性——に打診してみたり、独自の母親向け・農業従事者向けの勉強会や、PTA の地区懇談会で「母の日作文」披露などを試みたが、どれも手ごたえはなかったからである(大木 1989: 121)。

1955 年になり、教組に対する地域の目は勤評闘争の渦中であって厳しいものの、母親たちの間のムードは機が熟したと感じられ、「母の日の集い」が開催された(大木 1989: 125)。8 人から 10 人の小グループで、160 人分用意した席がすぐに満席となり、廊下に 6 グループ追加するほどの母親が集まった(大木 1989: 124)。各グループ代表から出されたこの「母の日の集い」についての評価は、母親たちの集まりがいかに貴重なものであったかを次のように物語っている。まず「日頃

胸の中に押し込めていたものが一気に吹き出した感じで、大変にぎやかで騒然としたように見えたが、どのグループも話し合っていることは今日のテーマから脱線はしていなかった」(大木 1989: 128)。「みんな日頃の自分をしっかり見つめて、後悔やら反省やら、明日からの自分についての話がはずんでいた。一人が恥をしのでこれまでの自分を告白したら、私も、私も、私も、と相槌をうって泣き笑いとなり、隣のグループまでもらい笑い、もらい泣きといった調子のおしゃべり会であった」(大木 1989: 128)。つまり、日常生活においては、自分のことは後回しになりがちな母親たちにとって、「母の日の集い」は、自らの経験を内省する初めての機会だったのである。

さらに、「これまで教組に対して嫌悪感を示し、闘争嫌いであった母親たちが、教科書問題では幡東教組婦人部と連携して無償運動をすることに同意した」(大木 1989: 129)のである。その後、母親たちは署名運動をし、その署名を添えて1960年度の四国四県「母と女教師の会」で取り上げてもらった。1961年の第7回全国母親大会でも、この問題がとりあげられ、「無償配布」実現に至った(大木 1989: 129)。

このような「母の日の集い」の盛会を踏まえて、翌1956年には郡下にさきがけて、幡東教組婦人部主催の「第1回母と女教師の会」を開催した(大木 1989: 130)。教組婦人部と合同開催のため、母親の参加に対する嫌がらせや妨害もあったが、「母の日の集い」の評判を聞いて予想以上の参加があった(大木 1989: 130)。「母と女教師の会」は幡多郡において、白田川村を皮切りに、その後郡下で次々と開催された。筆者のインタビュー調査においても、高知県幡多郡において、「母と女教師の会」が活性化した経緯には、運動を通じて、通学路のトンネルに照明がついたり、遠方の小学校に通う児童のためにバス路線が通ったりと、次々と児童・生徒の抱える問題が解決されたことがあったという。

高知県幡多郡では、一人の女性教員の実践が、

日教組の方針と合致するかたちで母親と女性教員の広範な連帯を生み出していった。母親を惹きつけたのは、学びへの意欲と、懸命に働いても生活が楽にならないという日常生活の労苦を共有し、運動を通して問題が解決策されていくことだったと考えられる。1950年の国勢調査によると、当時の高校進学率は高知県全体で27.2%である。これを市部と郡部に分けてみると、市部では高校進学率が42.2%であるのに対し、郡部では23.3%と市部と郡部との間の数値は大きく開いている。1960年の国勢調査には、卒業者の学歴別人口が載っており、1956年に白田川村と合併した大方町の女性の統計をみると、小学校卒が41.5%、高等小学校卒が35.7%、新制中学校卒が11.1%を占めており、相対的に低学歴であることがわかる⁷⁾。さらに、同じ地域の別の母親は、「あの田ごしらえの最中には、ほんとのところ1日でもいいから休みたいと思うことがあるじゃいかね」(大木 1989: 123)と話していた。農業に従事する女性たちのなかには、進学を断念せざるを得なかったものもあり、同じ境遇を抱える母親たちと集まり、学ぶ日を待ち望んでいたといえよう。

田中寿美子(1962)は、「母と女教師の会」を「地域の母親と労組の婦人とが手を結んだ最初の例であり、目標が民主教育を守るということにあつたので、割合に抵抗なく、地方によっては農漁村の末端にまでも組織されている」(田中 1962: 112)と評価している。一方、問題点として、1961年に東京の母親大会に参加した山梨代表の母親が「財政上の負担を教組がしているので、活動に制約をうける、教師を中心に集まることは疑問だ」(田中 1962: 112)という意味の発言をしていたことを述べている。

このように、日教組婦人部は、結成時の基本方針である「実質的な男女平等の獲得」を追求していくうちに、女性教員が直面している問題は、母親にも共通する問題であるという認識にいたつた。1950年から3年間開催された婦研協の講師の助言のもと、女性にかかわるすべての問題の原因は

「封建性」に帰着すると考え、解決の筋道は民主主義の徹底による封建制の残滓の打倒であり、女性教員の役割は、母親と手をつなぐことだという判断に立った(木村 2009: 13)。そのさい、地域の相対的低学歴層の過酷な労働実態に着眼した。こうした相対的低学歴で低賃金労働を強いられる母親たちに向き合いながら、暮らしの中での問題の解決や<女性の労働権の確立>の道筋を考えていったと捉えられる。学校のある限り、活動の足場があることも相まって「母と女教師の会」は広範な運動となっていった。次に、こうした母親たちとの連帯において、母性保護や産休代替教員制度がどのように扱われてきたかを検討しよう。

6. 産休代替教員法制化に向けた母親との連帯運動

第1回母親大会の決議には、「1.子供の教育が完全にできるよう、お産をする先生が、安心してやすめる産休補助教員の法律を作ってください」(木村 2006: 45)と、産休代替法の要求が含まれている。産休代替法はなぜ母親たちをひきつけることとなったのだろうか。

1950年代当時、産休代替教員が配置されない状況において、女性教員が産前に休暇を取得することは困難を極めた。それは、小学校の教頭も学級担任、中学校では免許外の教科まで教えなければならない状況であることから、校長や同僚に気兼ねをしたり、児童・生徒を劣悪な教育環境のなかに置くことを恐れたからである。さらに、体育の授業等、妊娠した体には負担の重い業務も行ない、勤務中に陣痛が起ってから産婆へ直行することも多かったという(宮崎県教職員組合婦人部ほか編 1985: 81)。

しかしながら、産前に法定通りの休暇が取れないことは、教員職に限ったことではなかったため、女性教員が産休取得を主張することに対して、母親からの批判も寄せられたという。宮崎県では、「産前を長く休むことでおかあさんたちの批判が

強まった」との記録がある(宮崎県教職員組合婦人部ほか編 1985: 229)。具体的には、「産前休暇らしいが、子どもを放り出して買い物、然も給料はもらって」(宮崎県教職員組合婦人部ほか編 1985: 229)「産後休暇は長いね、3日もすれば田植えした」(宮崎県教職員組合婦人部ほか編 1985: 229)といった批判が寄せられてきた。

このような批判を乗り越えていったのが、「母と女教師の会」で議論された、<母性保護>の重要性と、多人数学級の解消である。具体的には、女性の働きやすい環境として、<母性保護>のために、産前の休暇および農作業の定休日が必要なことや、産休代替教員が配置されることによって、子どもにとって適切な教育環境が確保されることを、繰り返し伝えていった。

宮崎県では、「産前6週を休むことが母体にはたいせつなこと、産前を休まない人が40代から急に病気が増える実情」を勉強した(宮崎県教職員組合婦人部ほか編 1985: 221)。京都府では、1957年の大会において、「産前産後休暇の場合、姑さんは私の時はもう働いていたよと云う。世間の人も休めて結構だと羨む。そのために気がねして休めないという場合もある。しかし全部の人が産前産後休暇は休めるような方向で解決するためには体を大切に作る運動などを地域でする必要がある」と決議をまとめている(京都母親大会準備会編 1957: 22)。和歌山県では、こうして休める環境が整備されることで「農村に嫁のきてがないということもある程度解決します」(和歌山県母親大会実行委員会 1959)と司会役の女性教員が母親たちに、定休日の重要性を伝えていた。すなわち「母と女教師の会」においては、女性教員たちが、働きつづけるためには産休はもちろんのこと定期的に休暇を設けて母性を保護することが重要性であるという<母性保護>に関する知識を、母親たちに共有してきたのである。

また、1958年の第5回九州地区「母と女教師の会」における「全九州お母さんと女先生へのアピール」と題した提案には、「子どもたちの学習

を直に実のあるものにするには、すし詰め学級を一日も早くなくし、産休補助教員の確保が絶対に必要」(九州地区母と女教師の会準備会編 1958)と盛り込まれている。同様の決議は、1959年の関東地区「母と女教師の会」でも行なわれている(千葉県母と女教師の会共同デスク 1959: 5)。加えて、1956年に北海道教職員組合(以下、北教組)が発行した北教情報では、「母と女教師の会、母親集会等の運動を通じて(中略)低迷より前進のうごきが、婦人教師の中にもうまれつつある」(北教組 1956: 2)と、女性教員にとっての運動の効果을主張する記述も残っている。

以上のように、「母と女教師の会」は、女性教員と児童・生徒の母親たちが、懸命に働いても生活が楽にならないという実感に基づきながら、女性に共通する封建制の残滓に起因した困難を学び、その解決策を考えてきた。こうした運動において女性教員たちは、母親たちに、<母性保護>や産休代替教員の必要性を伝えていった。これは同時に、女性教員の<母性保護>や<女性の労働権確立>に対する意識を高めていったことともいえる。

さらに、産休代替法制定に向けた運動で日教組は「母親である女性教員こそが教育に適している」という論理を多く用いていた。これは、当時の女性教員に対する女性蔑視的な批判に対する対抗言説であると考えられる。1951年の日教組中央執行委員長による署名嘆願文には、「経験に富む母性を十分に教育に生かす」「母親としての経験をもつ女教師の愛情が教育に及ぼす影響力は洵に大きく、これこそ教壇になくってはならぬものである」と述べられており、日教組婦人部の初代婦人部長の高田なほ子が参議院議員になった後には、「教育の真諦は母性愛に発源し、母性愛に帰結することは幾多の実績にも見られます通り、人の子の母である女教師の責務は特に重大であると申さねばなりません」と国会の場でもこの論理が用いられている(表1)。この時代に出産を控えた女性教員の<母性保護>と就労継続とを主張するためには、「母親である女性教員こそが教育に適し

ている」という論理立てが有効だったのである。

河上(2014)が戦前の女性教員と「母性」をめぐる言説によって、指摘するように、妊娠・出産・授乳という身体機能のゆえに「能率」が劣ると批判されてきた女性教師にとって、「母性」という概念はその身体機能に社会的意義を付与した(河上 2014: 182)。さらに、「母性」は、「すべての女性に本来的に備わっている特性」として、女性教員を統合する概念でもあった。「産休代替法」要求時の日教組関係者の発言からも、戦前から引き続く、こうした「母性」の捉え方が垣間見える。「母性」という概念は、「能率」が劣るとされていた妊娠・出産・授乳という身体機能に、社会的意義を付与し、女性教員が劣位に置かれた環境において、出産による休暇や出産後の就労継続を正当化する役割を果たしていたといえよう。

一方、「母性」と女性教員とを結びつけることは、後の時代に、「実質的な男女平等の獲得」にそぐわないと慎重に検討されるようになってきた。深谷昌志・深谷和子は、国際婦人年よりも早い時点において、教員職としての専門性と母性の関係を調査し、日教組婦人部運動の先鞭となる結論を導いている(深谷昌・深谷和 1971)。そこでは、伝統的な価値観に批判の目を持ちはじめると、性差を過大に評価したり、女性教員だから専門的な知識に乏しい、女性教員は権威がないといったりした考えはなくなる傾向にある。すなわち、

「女性らしさ」に疑いを持たず、女性教員の母性的役割を支持している人々は、女性教員の専門的な能力を疑問視しており、女性教員の専門的な能力を支持している人々は、女性教員の母性的役割を強く感じてはいない。このことを、「端的に言えば、母的教師像は専門能力を否定する産物であるという結論である」(深谷昌・深谷和 1971: 65)としている。深谷はこれまでの婦人部の運動に対しての言及はしていないものの、日教組婦人部の運動に長年にわたり関わってきた研究者である。日本において第二派フェミニズムが台頭し始めた時期に、「母性」と教員職としての専門性が

表1 「産休代替法」をめぐる日教組関係者の発言

発言者	発言内容	発表日	発言媒体・場所
都教組 婦人部	婦人教師が其の特性を生かし、教育の使命を充分に達するために、当局に於かれては、是非とも講習並に産休の補助教員を定員の枠外に取られるよう最善の努力を拂はれんことを東京都一万婦人教師の懇請により切に要望いたします。	1949年 12月9日	要望書
日教組 中央執行 委員長 岡三郎	日本教職員組合は結成以来女教師の労働条件の改善に全力をつくした。特に、産前産後の休養は、あらゆる労働組合にさきがけて16週を獲得し、経験に富む母性を十分に教育に生かす第一歩をきたした。(中略)学校教育に於ける女教師、特に母親としての経験をもつ女教師の愛情が教育に及ぼす影響力は洵に大きく、これこそ教壇になくってはならぬものであることは今更云うまでもない。	1951年 4月7日	産休代替教員獲得署名運動の嘆願文
日教組 婦人部	教育の真諦は母性愛であるとはよく云われることであるが、この点母親である女教師の責務は特に大きい。	1955年 3月14日	「産休代替法」日教組法案趣意書
日政連・ 左派社会党 高田なほ子	教育の真諦は母性愛に発源し、母性愛に帰結することは幾多の実績にも見られます通り、人の子の母である女教師の責務は特に重大であると申さねばなりません。従ってその特性が遺憾なく発揮されるためには、母性としての教師の保護が十分に措置されなければなりません。	1955年 7月7日	参議院文教委員会での法案説明

出所：『日教組婦人部総会・委員会資料』、『参議院文教委員会審議要録』より著作作成

相容れないことを指摘したことは、日教組婦人部運動の基本方針である「実質的な男女平等の獲得」のための論理を組み立てる点において新たな視点をもたらし、1970年代の日教組婦人部運動の方針転換にも影響を与えたと推察できる。

7. おわりに

本稿は、産休代替教員制度の創設期にまでさかのぼり、資料を掘り起こしながら、産休代替教員制度の成立過程を、母親との連帯に着目しながら、考察してきた。本稿において明らかになったのは、次の点である。

日教組婦人部は、「実質的な男女平等の獲得」という結成時の基本方針を追求した結果、1950年代に、「母と女教師の会」というかたちで広範な諸階層を巻き込んだ運動を展開していった。相対的低学歴層に目を向けた「母と女教師の会」の

実践は、母親とともに女性の労働権確立をめざしたものである。さらに、働きつづけるためには、＜母性保護＞が重要であることが、この実践を通じて母親たちに共有されてきた。一方、産休代替法制定運動において、出産を控えた女性教員の就労継続を訴えるために、署名の文面や国会答弁では、「母親である女性教員こそが教育に適している」と主張されていた。しかしながら、のちの時代に、母性と女性教員を結びつけることは、女性教員の専門性の否定につながり、「実質的な男女平等の獲得」にはつながらないという批判がでてくる。すなわち、伝統的な男女の特性をもとにした主張は、女性の特性を強化することによって、女性を周辺化し、男性中心の組織や職場環境の変革をもたらさないという新たな女性解放理論が登場してくるのである。これを受けて、婦人部運動は、新たな展開をみせていく。

日教組婦人部は、丸岡秀子などの婦研協の講師

の助言もあいまって、女性労働者として、階級的立場からの人間解放と、母親の立場からの女性解放という「2つの任務」を遂行できるのは、女性教員のみであるという自負から、自らの役割を、児童・生徒の母親という広範な諸階層との連帯であると考えた。その思想は、「母と女教師の会」という運動実践につながり、児童・生徒の母親という広範な諸階層と連帯した運動を展開していった。すなわち、女性の労働権の確立をかかげて始まった産休代替法制化をめぐる日教組婦人部の運動は、その出発点では、当時の女性解放論の影響を受けつつも、今日的な意味での「ジェンダー間格差」の問題に着目し、女性教員や、教育労働において深くかかわる児童・生徒の母親の実態に即して運動を推進することによって、児童・生徒の母親という広範な階層を越えた連帯という運動の方向を拓いてきた。

〔注〕

- 1) 「産休補助教員」とも呼ばれるが、本稿では「産休代替教員」の呼称に統一する。
- 2) 本稿では「女子教育職員の産前産後の休暇における学校教育の正常な実施の確保に関する法律」（1955年8月公布、翌1956年4月施行）と、その後改題された「女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律」（1961年11月公布、即日施行、その後1964年、1974年、1978年、1985年、1997年、1998年、1999年、2001年、2003年、2004年、2006年、2007年、2008年、2012年、2015年に改正）を「産休代替法」と総称している。
- 3) 日教組婦人部長経験者1名および高知県の「母と女教師の会」の運動に携わった3名にインタビュー調査を行なった。時期は、A氏は2010年10月および2012年9月、高知県「母と女教師の会」の運動に携わった4名（B氏・C氏・D氏・E氏）は2018年8月である。

A氏は、1920年代生まれ、1960年代から80年代に日教組婦人部の専従職員を務めた。B氏は、1950年代生まれ、高知県教組の婦人部長や、高知県母親運動の事務局を務めた経験がある。中学校

の教員である。C氏は、1930年代生まれ、高知県幡多郡において定年近くまで中学校の教員を務めており、高知県幡多郡の「母と女教師の会」の運動の立ち上げ期から運動に関わる。D氏・E氏は1940年代生まれ、ともに、高知県幡多郡の「母と女教師の会」の運動に関わってきた。

A氏B氏C氏D氏E氏ともに、質問項目の柱に、①生い立ち、②教員になったきっかけ、③運動に関わったきっかけ、④運動で力を入れていたことを据えた。A氏の調査は2時間を計3日間、高知県の「母と女教師の会」の運動に携わった4名の調査は、2時間を要した。

- 4) 自由党案は、対象校を義務制学校に限定し幼稚園、高等学校や私立学校を除外、対象職種を校長、教員、寮母として、幼稚園長や、実習助手を除き、産休代替教員を「臨時的任用」とし任用期間は明示しなかった（小沢・遠藤 1976: 20）という点で、日教組の要求通り提案された「両社案の内容を引き下げた」（小沢・遠藤 1976: 20）のものであるといえる。自由党は木村守江議員の立法で法案を提出した（小沢・遠藤 1976: 20）。
- 5) 1951年の日教組組合員の勤務先である小中学校を合わせた女性教員比率は39.2%だった（文部省「学校基本調査」）。
- 6) 木村（2009）のまとめによると、講師には、森昭、丸岡秀子、宗像誠也、山川菊江（ママ）、磯野誠一、海後勝雄が参加していた（木村 2009: 12）。
- 7) 高知県全体でも小学校卒が一番高い割合を占め、総数では小学校卒が31.1%、高等小学校卒が29.4%、新制中学校卒が14.8%を占めている（高知県の男性は、小学校卒が26.7%、高等小学校卒が33.2%、新制中学校卒が15.4%、女性は、小学校卒が35.0%、高等小学校卒が26.0%、新制中学校卒が15.4%）。高知県市部になると、小学校卒が女性でも29.5%と3割を下まわり、一番割合が高いのは高等小学校卒になる（市部総数で、小学校卒が26.0%、高等小学校卒が29.3%、新制中学校卒が14.6%）。

〔文献〕

跡部千慧, 2018, 「女性労働をとりまく社会的分離の歴史分析——産休代替教員をめぐる日教組運動（1945～1975年）を事例として」『社会学評論』69

- (3) : 390-405.
- 千葉県母と女教師の会共同デスク編, 1959, 「第6回 関東母と女教師の会記録」日教組編『各県教組婦人部資料 1948-1961 (北海道・東北)』.
- 深谷昌志・深谷和子, 1971, 『女教師問題の研究——職業志向と家庭志向』黎明書房.
- Glucksmann, M., 2000, *Cottons and Casuals: The Gendered Organization of Labour in Time and Space*, Durham: Sociologypress, (= 木本喜美子監訳, 2014, 『「労働」の社会分析——時間・空間・ジェンダー』法政大学出版局).
- 萩原久美子, 2011, 「労働運動のジェンダー主流化と女性の自主活動組織——英米の先行研究に見るジェンダー分析の視点と日本への含意」『大原社会問題研究所雑誌』(632) : 1-17.
- 北教組, 1956, 「北教情報 8号」日教組編『各県教組婦人部資料 1948-1961 (北海道・関東)』.
- 一番ヶ瀬康子・木川達爾・宮田丈夫編, 1974, 『女教師のための講座 女教師の婦人問題』第一法規.
- 今井小の実, 2005, 『社会福祉思想としての母性保護論争——“差異”をめぐる運動史』ドメス出版.
- 井上いずみ・村松泰子, 2007, 「臨時的任用教員の就業意識とその実態」『東京学芸大学紀要 総合教育科学系』58 : 515-31.
- JILPT, 2012, 『労働政策研究報告書』(150).
- 加納美紀代, 1991, 「『母性』の誕生と天皇制」原ひろ子・館かおる編『母性から次世代育力へ』新曜社, 89-94=2009, 『新編 日本のフェミニズム 5 母性』岩波書店, 68-73.
- 加藤秀一, 1998, 『性現象論』勁草書房.
- 河上婦志子, 2014, 『20世紀の女性教師——周辺化圧力に抗して』御茶の水書房.
- 木本喜美子, 2012, 「織物女工の就業と家族経験——近代家族規範の検討」『大原社会問題研究所雑誌』650 : 33-48.
- , 2016, 「女性たちはどこでどのように働いてきたのか——女性労働研究の課題と方法を再考する」中谷文美・宇田川妙子編『仕事の人類学——労働中心主義の向こうへ』世界思想社, 249-74.
- 木村松子, 2002, 「公務員制度確立期の教育職賃金観に関する一考察——ジェンダー支店による再検討」『学校教育研究』(17) : 86-101.
- , 2009, 「『女子教育もんだい』(改題「男も女も。)」創刊 30周年記念 自立と平等へのあゆみ——『女子教育もんだい』運動と奥山えみ子」労働教育センター編『女も男も』114 : 1-98.
- 駒野陽子, 1974, 「女性教師の母性保護問題」一番ヶ瀬康子・木川達爾・宮田丈夫編『女教師のための講座 女教師の婦人問題』第一法規, 81-98.
- 京都府教職員組合婦人部, 1960, 「第3回 全京都婦人教職員研究集会——討議資料」日教組編『各県教組婦人部資料 1948-1961 (近畿・中国・四国・九州)』.
- 京都母親大会準備会編, 1957, 「手をつなぐお母さん——第3回京都母親大会議事録」日教組編『各県教組婦人部資料 1948-1961 (近畿・中国・四国・九州)』.
- 九州地区母と女教師の会準備会編, 1958, 「第5回母と女教師の会報告書」日教組編『各県教組婦人部資料 1948-1961 (北海道・関東)』.
- 宮下さおり・木本喜美子, 2010, 「女性労働者の1960年代——『働き続ける』ことと『家庭』とのせめぎあい」大門正克ほか編『高度経済成長の時代 1 復興と離陸』大月書店, 233-89.
- 宮崎県教職員組合婦人部・宮崎県高等学校教職員組合婦人部編, 1985, 『子どもと母と女教師と——婦人部運動と女教師の会運動母と女教師の会 20周年記念』.
- 望月宗明, 1968, 『日本の婦人教師』労働旬報社.
- 室俊司, 1974, 「女教師像の転換」中内敏夫・川合章編『日本の教師 4 女教師の生き方』明治図書出版, 135-73.
- 中内敏夫・川合章編, 1974, 『日本の教師 4 女教師の生き方』明治図書出版.
- 日教組編, 1977, 『日教組 30 年史』.
- 日教組婦人部, 1949, 「産休補充教員要求資料」『日教組運動資料(婦人) 1949.7-1954.5』.
- , 1954, 「産休補助教員制度の確立のための事例と手記(小笠)」『日教組運動資料(婦人) 1954.8-1957.4』.
- 編, 1977, 『日教組婦人部 30 年史』労働教育センター.
- 大木基子, 1989, 「資料 聞き書き 高知の母親運動(1)」『高知短期大学研究報告 社会科学論集』(58) : 103-42.
- 小沢幸一・遠藤忠志編, 1979, 『産休代替制度化のあゆ

- み』.
- 桜井絹江, 1987, 『母性保護運動史』ドメス出版.
- 鈴木尚子編, 1985, 『資料 戦後母性の行方』ドメス出版.
- 竹中恵美子, 1990, 「保護と平等・対立の構造を斬る——山川菊栄の女性労働論」山川菊栄誕生百年を記念する会編『連続講座「山川菊栄と現代」の記録 現代フェミニズムと山川菊栄』大和書房 = 2011, 『現代フェミニズムと労働論』明石書店, 105-139.
- 田中寿美子, 1962, 「母親運動の当面する諸問題」『思想』(451): 105-15.
- 編, 1975, 『女性解放の思想と行動(下)』時事通信社.
- 都教組婦人部25年史編集委員会編, 1972, 『炎のように——都教組婦人部25年のあゆみ』.
- 辻岡靖仁, 1978, 「戦後労働組合運動と婦人労働者」黒川俊雄他編『現代の婦人労働第4巻』労働旬報社.
- 和歌山県母親大会実行委員会編, 1959, 「第4回 和歌山県母親大会 速報 第1日分科会」日教組編『各県教組婦人部資料 1948-1961(近畿・中国・四国・九州)』.